

償却資産に係る課税標準の特例規定等一覧表（令和2年度）

条	項	適用対象	取得時期	適用期間	特例率	経過規定	開始・終了年度	備考
349ノ3	1項	新線構築物	21.4.1以降	5年間	1/3			
	1項	新線構築物	21.4.1以降	その後5年間	2/3			
	1項但書	新線立体交差化施設	21.4.1以降	5年間	1/6			
	1項但書	新線立体交差化施設	21.4.1以降	その後期限なし	1/3			
	旧2項但書	新線立体交差化施設	16.4.1～21.3.31	その後期限なし	1/3	21改正法8③		
	旧2項但書	新線立体交差化施設	15.4.1～16.3.31	その後期限なし	1/3	16改正法10⑥		
	旧2項但書	新線立体交差化施設	62.4.1～15.3.31	その後期限なし	1/3	15改正法11⑥		
	旧2項但書	新線立体交差化施設	62.3.31以前	その後期限なし	1/3	61改正法3③		
	2項	ガス事業用資産	29.4.1以降	5年間	1/3			30年度以降
	2項	ガス事業用資産	29.4.1以降	その後5年間	2/3			30年度以降
	旧3項	ガス事業用資産	64.1.2～29.3.31	5年間	1/3	27電気改正法78①	R4年度まで	
	旧3項	ガス事業用資産	64.1.2～29.3.31	その後5年間	2/3	27電気改正法78①	R9年度まで	
	3項	農業協同組合等共同利用設備	R2.4.1以降	3年間	1/2			
	旧4項	農業協同組合等共同利用設備	R2.3.31以前	3年間	1/2	R2改正法14⑤		
	4項	外航船舶		期限なし	1/6			
	4項	準外航船舶		期限なし	1/4			
	5項	内航船舶		期限なし	1/2			
	6項	離島航路事業用内航船舶（349条の3⑥との連乗後）		期限なし	1/6			
	7項	国際路線用航空機		期限なし	1/5			
	7項	国際路線専用航空機		期限なし	1/10			
	7項	準国際路線専用航空機		期限なし	2/15			
	8項	離島路線用航空機	5.1.2以降	3年間	1/3			
	8項	離島路線用航空機	5.1.2以降	その後3年間	2/3			
	8項	小型離島航空機		期限なし	1/4			
	9項	日本放送協会		期限なし	1/2			
	10項	日本原子力開発機構		5年間	1/3			
	10項	日本原子力開発機構		その後5年間	2/3			
	12項	新幹線鉄軌道用資産		5年間	1/6			
	12項	新幹線鉄軌道用資産		その後5年間	1/3			
	13項	青函・本四鉄道施設		期限なし	1/6			
	13項	青函・本四鉄道施設 新線構築物		5年間	1/18			
	13項	青函・本四鉄道施設 新線構築物		その後5年間	1/9			
	13項	青函・本四鉄道施設 新線立体交差化		5年間	1/36			
	13項	青函・本四鉄道施設 新線立体交差化		その後期限なし	1/18			
	13項	青函・本四鉄道施設 変・送電用資産	18.4.1以降	5年間	1/10			
	14項	河川事業鉄軌道用資産 水資源機構	13.4.1以降	5年間	2/3			
	14項	河川事業鉄軌道用資産 水資源機構	13.4.1以降	その後5年間	5/6			
	14項	河川事業鉄軌道用資産 河川事業	13.4.1以降	5年間	1/6			
	14項	河川事業鉄軌道用資産 河川事業	13.4.1以降	その後5年間	1/3			
	15項	宇宙航空研究開発機構		5年間	1/3			
	15項	宇宙航空研究開発機構		その後5年間	2/3			
	16項	海洋研究開発機構	11.1.2以降	5年間	1/3			
	16項	海洋研究開発機構	11.1.2以降	その後5年間	2/3			
	17項	水資源機構	53.1.2以降	5年間	1/2			
	17項	水資源機構	53.1.2以降	その後5年間	3/4			
	18項	特定地方交通線	62.4.1以降	期限なし	1/4			
	18項	特定地方交通線 新線構築物	62.4.1以降	5年間	1/12			
	18項	特定地方交通線 新線構築物	62.4.1以降	その後5年間	1/6			
	18項	特定地方交通線 新線立体交差化施設	62.4.1以降	5年間	1/24			
	18項	特定地方交通線 新線立体交差化施設	62.4.1以降	その後期限なし	1/12			
	18項	特定地方交通線 水資源機構鉄軌道用資産	13.4.1以降	5年間	1/6			
	18項	特定地方交通線 水資源機構鉄軌道用資産	13.4.1以降	その後5年間	5/24			
	18項	特定地方交通線 河川事業鉄軌道用資産	13.4.1以降	5年間	1/24			
	18項	特定地方交通線 河川事業鉄軌道用資産	13.4.1以降	その後5年間	1/12			
	18項	特定地方交通線 変・送電用資産	18.4.1以降	5年間	3/20			
	旧23項	特定地方交通線	62.3.31以前	期限なし	1/4	61改正法3⑩		
	19項	新エネルギー・産業技術総合開発機構	5.1.2以降	5年間	1/3			
	19項	新エネルギー・産業技術総合開発機構	5.1.2以降	その後5年間	2/3			
	20項	科学技術振興機構	11.1.2以降	5年間	1/2			
	22項	新関西国際空港株式会社及び関西国際空港土地保有会社		期限なし	1/2			
	23項	信用協同組合等		期限なし	3/5			
	24項	変・送電用資産（鉄軌道事業用・変電所）	18.4.1以降	5年間	3/5			
	25項	中部国際空港		期限なし	1/2			
	26項	外国貿易用コンテナ		期限なし	4/5			
	27項	家庭的保育事業		期限なし	1/2(参酌)			30年度以降 わがまち
	28項	居宅訪問型保育事業		期限なし	1/2(参酌)			30年度以降 わがまち
	29項	事業所内保育事業		期限なし	1/2(参酌)			30年度以降 わがまち
	30項	認定生活困窮者就労訓練事業		期限なし	1/2			
	31項	国立研究開発法人日本医療研究開発機構		5年間	1/3			
	31項	国立研究開発法人日本医療研究開発機構		その後5年間	2/3			
	旧32項	国立研究開発法人日本医療研究開発機構（国立研究開発法人科学技術振興機構からの譲渡）		5年間	1/2	27改正法17②		
	32項	量子科学技術研究開発機構		5年間	1/3			
	32項	量子科学技術研究開発機構		その後5年間	2/3			
	33項	世界遺産		期限なし	1/3			

償却資産に係る課税標準の特例規定等一覧表（令和2年度）

条	項	適用対象	取得時期	適用期間	特例率	経過規定	開始・終了年度	備考
349ノ3	旧1項	送電用資産（電気事業用）	10.1.2~R2.3.31	5年間	1/3	R2改正法14④	R7年度まで	
	旧1項	送電用資産（電気事業用）	10.1.2~R2.3.31	その後5年間	2/3	R2改正法14④	R10年度まで	
	旧1項	変電所（電気事業用）	14.4.1~R2.3.31	5年間	3/5	R2改正法14④	R7年度まで	
	旧1項	変電所（電気事業用）	14.4.1~R2.3.31	その後5年間	3/4	R2改正法14④	R10年度まで	
	旧13項	立体交差化施設	44.1.2~45.1.1	期限なし	-	46改正法9③		
	旧13項	立体交差化施設	44.1.1以前	期限なし	-	45改正法6③		
	旧18項	熱供給事業用資産	28.3.31以前	5年間	1/3	27電気改正法78⑦	R3年度まで	
	旧18項	熱供給事業用資産	28.3.31以前	その後5年間	2/3	27電気改正法78⑦	R8年度まで	
	旧18項	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	60.1.2~23.6.30	その後5年間	4/5	23改正法7②	R3年度まで	
	旧19項	地下道又は跨線道路橋	46.1.1以前	期限なし	1/2	47改正法8③		
	旧21項但書	車庫構築物・立体交差化施設	17.3.31以前	その後期限なし	1/3	17改正法7⑦		
	旧23項	農業・食品産業技術総合研究機構	23.6.30以前	その後5年間	2/3	23改正法7③	R3年度まで	
	旧27項	生物系特定産業技術研究推進機構	7.1.1以前	期限なし	1/6	7改正法6⑤		
	旧27項	生物系特定産業技術研究推進機構	7.1.1以前	期限なし	1/3	7改正法6⑤		
	旧24項	特定鉄道路線構築物	28.3.31以前	5年間	1/4	28改正法18②	R3年度まで	
	旧24項	特定鉄道路線構築物	28.3.31以前	その後5年間	1/2	28改正法18②	R8年度まで	
	旧25項	日本電気計器検定所	18.4.1~20.4.30	期限なし	1/2	20改正法10④		
	旧28項	日本電気計器検定所	7.1.2~18.3.31	期限なし	1/3	15改正法11⑨		
	旧30項	日本電気計器検定所	7.1.1以前	期限なし	1/6	7改正法6⑤		
	旧26項	日本消防検定	18.4.1~20.4.30	期限なし	1/2	20改正法10④		
	旧29項	日本消防検定	7.1.2~18.3.31	期限なし	1/3	15改正法11⑨		
	旧31項	日本消防検定	7.1.1以前	期限なし	1/6	7改正法6⑤		
	旧27項	小型船舶検査機構	18.4.1~20.4.30	期限なし	1/2	20改正法10④		
	旧30項	小型船舶検査機構	7.1.2~18.3.31	期限なし	1/3	15改正法11⑨		
	旧32項	小型船舶検査機構	7.1.1以前	期限なし	1/6	7改正法6⑤		
	旧28項	軽自動車検査協会	18.4.1~20.4.30	期限なし	1/2	20改正法10④		
	旧31項	軽自動車検査協会	7.1.2~18.3.31	期限なし	1/3	15改正法11⑨		
	旧33項	軽自動車検査協会	7.1.1以前	期限なし	1/6	7改正法6⑤		
	旧30項	情報通信研究機構	14.1.2~23.6.30	その後5年間	2/3	23改正法7⑤	R3年度まで	
	旧31項	社会保険診療報酬支払基金	19.4.1~23.6.30	期限なし	1/3	23改正法7⑥		
	旧39項	社会保険診療報酬支払基金	15.10.1~19.3.31	期限なし	1/6	17改正法7⑨		
	旧32項	高圧ガス保安協会	18.4.1~19.3.31	期限なし	1/2	19改正法6②		
	旧36項	高圧ガス保安協会	13.4.1~18.3.31	期限なし	1/3	15改正法11⑩		
	旧36項	高圧ガス保安協会	10.1.2~13.3.31	期限なし	1/6	13改正法8⑧		
	旧32項	自動車安全運転センター	19.4.1~23.6.30	期限なし	1/3	23改正法7⑦		
	旧40項	自動車安全運転センター	15.10.1~19.3.31	期限なし	1/6	17改正法7⑩		
	旧33項	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	23.6.30以前	期限なし	1/2	23改正法7⑧		
	旧34項	有線放送電話業務用資産	18.4.1~20.4.30	期限なし	2/3	20改正法10⑤		
	旧35項	有線放送電話業務用資産	16.4.1~18.3.31	期限なし	1/2	18改正法13⑩		
	旧39項	有線放送電話業務用資産	14.1.2~16.3.31	期限なし	1/6	16改正法10⑫		
349ノ3ノ4	2項	被災代替償却資産（他の特例との連乗前）	28.4.1以降	4年間	1/2		29年度以降	
附則15	1項	営業用倉庫	R2.4.1~R4.3.31	5年間	1/2		R9年度まで	
	1項	附属の機械設備	R2.4.1~R4.3.31	5年間	3/4		R9年度まで	
	1項	貨物運送設備	R2.4.1~R4.3.31	5年間	2/3		R9年度まで	
	1項	貨物運送設備（小規模総合効率化事業者）	R2.4.1~R4.3.31	5年間	3/5		R9年度まで	
	旧1項	営業用倉庫	28.10.1~R2.3.31	5年間	1/2	R2改正法14⑦	R7年度までまで	
	旧1項	附属の機械設備	28.10.1~R2.3.31	5年間	3/4	R2改正法14⑦	R7年度まで	
	旧1項	貨物運送設備	28.10.1~R2.3.31	5年間	3/5	R2改正法14⑦	R7年度まで	
	旧1項	営業用倉庫	27.7.1~28.9.30	5年間	1/2	28改正法18③	R3年度まで	
	旧1項	附属の機械設備	27.7.1~28.9.30	5年間	3/4	28改正法18③	R3年度まで	
	2項1号	公共の危害防止施設等 汚水又は廃液処理施設	R2.4.1~R4.3.31	期限なし	1/2（参酌）			わがまち
	2項2号	公共の危害防止施設等 ゴミ処理	R2.4.1~R4.3.31	期限なし	1/2			
	2項3号	公共の危害防止施設等 最終処分場	R2.4.1~R4.3.31	期限なし	2/3			
	2項4号	公共の危害防止施設等 産業廃棄物処理施設（廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の処理施設）	R2.4.1~R4.3.31	期限なし	1/2			
	2項4号	公共の危害防止施設等 産業廃棄物処理施設	R2.4.1~R4.3.31	期限なし	1/3			
	2項5号	公共の危害防止施設等 下水道除害	R2.4.1~R4.3.31	期限なし	3/4（参酌）			わがまち
	旧2項1号	公共の危害防止施設等 汚水又は廃液処理施設	30.4.1~R2.3.31	期限なし	1/2（参酌）	R2改正法14⑧		わがまち
	旧2項2号	公共の危害防止施設等 ドライクリーニング機（テトラクロロエチレン）	30.4.1~R2.3.31	期限なし	1/2（参酌）	R2改正法14⑧		わがまち
	旧2項3号	公共の危害防止施設等 ゴミ処理	30.4.1~R2.3.31	期限なし	1/2	R2改正法14⑧		
	旧2項4号	公共の危害防止施設等 最終処分場	30.4.1~R2.3.31	期限なし	2/3	R2改正法14⑧		
	旧2項5号	公共の危害防止施設等 産業廃棄物処理施設（廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の処理施設）	30.4.1~R2.3.31	期限なし	1/2	R2改正法14⑧		
	旧2項5号	公共の危害防止施設等 産業廃棄物処理施設	30.4.1~R2.3.31	期限なし	1/3	R2改正法14⑧		
	旧2項6号	公共の危害防止施設等 下水道除害	30.4.1~R2.3.31	期限なし	3/4（参酌）	R2改正法14⑧		わがまち
	旧2項1号	公共の危害防止施設等 汚水又は廃液処理施設	28(26).4.1~30.3.31	期限なし	1/3（参酌）	30改正法20②		わがまち
	旧2項2号	公共の危害防止施設等 ドライクリーニング機（テトラクロロエチレン）	28.4.1~30.3.31	期限なし	1/2（参酌）	30改正法20②		わがまち
	旧2項3号	公共の危害防止施設等 ドライクリーニング機（フッ素）	28.4.1~30.3.31	期限なし	1/2（参酌）	30改正法20②		わがまち
	旧2項4号	公共の危害防止施設等 ゴミ処理	28.4.1~30.3.31	期限なし	1/2	30改正法20②		
	旧2項5号	公共の危害防止施設等 最終処分場	28.4.1~30.3.31	期限なし	2/3	30改正法20②		
	旧2項6号	公共の危害防止施設等 産業廃棄物処理施設	26.4.1~30.3.31	期限なし	1/3	30改正法20②		
	旧2項7号	公共の危害防止施設等 下水道除害	24.4.1~30.3.31	期限なし	3/4（参酌）	30改正法20②		わがまち
	旧2項1号	公共の危害防止施設等 汚水又は廃液処理施設	26.4.1~28.3.31	期限なし	1/3（参酌）	28改正法18④		わがまち
	旧2項2号	公共の危害防止施設等 ドライクリーニング機（テトラクロロエチレン）	26.4.1~28.3.31	期限なし	1/2（参酌）	28改正法18④		わがまち
	旧2項3号	公共の危害防止施設等 ドライクリーニング機（フッ素）	26.4.1~28.3.31	期限なし	1/2（参酌）	28改正法18④		わがまち
	旧2項4号	公共の危害防止施設等 ゴミ処理、最終処分場	26.4.1~28.3.31	期限なし	1/2	28改正法18④		
	旧2項1号	公共の危害防止施設等 汚水又は廃液処理施設	24.4.1~26.3.31	期限なし	1/3	26改正法12③		
	旧2項2号	公共の危害防止施設等 ドライクリーニング機（テトラクロロエチレン）	24.4.1~26.3.31	期限なし	1/2	26改正法12③		
	旧2項3号	公共の危害防止施設等 ドライクリーニング機（フッ素）	24.4.1~26.3.31	期限なし	1/2	26改正法12③		
	旧2項4号	公共の危害防止施設等 ゴミ処理、最終処分場	24.4.1~26.3.31	期限なし	1/2	26改正法12③		
	旧2項5号	公共の危害防止施設等 産業廃棄物処理施設	24.4.1~26.3.31	期限なし	1/3	26改正法12③		
	旧2項	公共の危害防止施設等	22.4.1~24.3.31	期限なし	1/3	24改正法8③		
	旧2項3号	公共の危害防止施設等 ゴミ処理、最終処分場	22.4.1~24.3.31	期限なし	1/2	24改正法8③		
旧2項5号	公共の危害防止施設等 下水道除害	22.4.1~24.3.31	期限なし	3/4	24改正法8③			

償却資産に係る課税標準の特例規定等一覧表（令和2年度）

条	項	適用対象	取得時期	適用期間	特例率	経過規定	開始・終了年度	備考
	旧3項	公共の危害防止施設等	20.4.1～22.3.31	期限なし	1/6	22改正法11③		
	旧3項1号	公共の危害防止施設等 鉱さい等	20.4.1～22.3.31	期限なし	1/3	22改正法11③		
	旧3項4号	公共の危害防止施設等 指定物質抑制	20.4.1～22.3.31	期限なし	1/3	22改正法11③		
	旧3項5号	公共の危害防止施設等 ゴミ処理、最終処分場	20.4.1～22.3.31	期限なし	1/2	22改正法11③		
	旧3項6号	公共の危害防止施設等 産廃、廃PCB	20.4.1～22.3.31	期限なし	1/3	22改正法11③		
	旧3項7号	公共の危害防止施設等 燃焼改善設備	20.4.1～22.3.31	期限なし	3/4	22改正法11③		
	旧3項8号	公共の危害防止施設等 下水道除害	20.4.1～22.3.31	期限なし	2/3	22改正法11③		
	旧3項9号	公共の危害防止施設等 ダイオキシン処理	20.4.1～22.3.31	期限なし	1/2	22改正法11③		
	旧3項	公共の危害防止施設等	20.3.31以前	期限なし	1/6	20改正法10⑥		
	旧3項4号	公共の危害防止施設等 指定物質抑制	20.3.31以前	期限なし	1/3	20改正法10⑥		
	旧3項5号	公共の危害防止施設等 ゴミ処理、最終処分場	20.3.31以前	期限なし	1/2	20改正法10⑥		
	旧3項6号	公共の危害防止施設等 産業廃棄物処理	20.3.31以前	期限なし	1/3	20改正法10⑥		
	旧3項7号	公共の危害防止施設等 燃焼改善設備	20.3.31以前	期限なし	2/3	20改正法10⑥		
	旧3項8号	公共の危害防止施設等 下水道駆除	20.3.31以前	期限なし	2/3	20改正法10⑥		
附則15	旧3項9号	公共の危害防止施設等 ダイオキシン処理	20.3.31以前	期限なし	1/3	20改正法10⑥		
	旧5項	公共の危害防止施設等	17.3.31以前	期限なし	1/6	17改正法7⑫		
	旧5項7号	公共の危害防止施設等 燃焼改善設備	17.3.31以前	期限なし	1/2	17改正法7⑫		
	旧5項	公共の危害防止施設等	16.3.31以前	期限なし	1/6	16改正法10⑮		
	旧5項7号	公共の危害防止施設等 燃焼改善設備	16.3.31以前	期限なし	1/3	16改正法10⑮		
	旧5項	公共の危害防止施設等	14.3.31以前	期限なし	1/6	14改正法5⑫		
	旧5項6号	公共の危害防止施設等 燃焼改善設備	14.3.31以前	期限なし	1/3	14改正法5⑫		
	旧5項7号	公共の危害防止施設等 下水道駆除	14.3.31以前	期限なし	2/3	14改正法5⑫		
	旧5項	公共の危害防止施設等	11.3.31以前	期限なし	1/6	11改正法8⑨		
	3項	国内路線用航空機（地方路線）	28.1.2～R3.1.1	5年間	2/5		R7年度まで	
	3項	国内路線用小型航空機（特定地方路線）	28.1.2～R3.1.1	5年間	1/4		R7年度まで	
	3項	国内路線用航空機（特定地方路線）	28.1.2～R3.1.1	1年間	3/8		R3年度まで	
	3項	国内路線用航空機（特定地方路線）	28.1.2～R3.1.1	その後4年間	2/5		R7年度まで	
	3項	国内路線用航空機	28.1.2～R3.1.1	3年間	2/3		R5年度まで	
	5項	沖縄電力株式会社		R3年度まで	2/3		R3年度まで	
	6項	大規模地震防災応急対策用資産（地対法等指定地域）	R2.4.1～R2.5.31	3年間	2/3		R8年度まで	
	旧6項	大規模地震防災応急対策用資産（地対法等指定地域）	26.4.1～R2.3.31	3年間	2/3	R2改正法14⑨	R5年度まで	
	7項	日本貨物鉄道株式会社の新増車両	22.4.1～R4.3.31	5年間	3/5		R9年度まで	
	8項	雨水貯留浸透施設	30.4.1～R3.3.31	期限なし	3/4（参酌）			わがまち
	旧8項	雨水貯留浸透施設	24.4.1～30.3.31	期限なし	2/3（参酌）	30改正法20③		わがまち
	旧12項	雨水貯留浸透施設	22.4.1～24.3.31	期限なし	2/3	24改正法8⑥		
	旧22項	雨水貯留浸透施設	15.5.15～22.3.31	期限なし	1/2	22改正法11⑮		
	11項	低公害車燃料等供給施設	31.4.1～R3.3.31	3年間	3/4		R6年度まで	
	旧11項	低公害車燃料等供給施設	29.4.1～31.3.31	3年間	2/3	31改正法16③	R4年度まで	
	旧11項	低公害車燃料等供給施設	23.7.1～29.3.31	3年間	2/3	29改正法17⑦	R2年度まで	
	12項	国際船舶		24年度～R2年度	1/18		R2年度まで	
	13項	特定鉄道事業	R5.3.31以前	20年間	1/2		R25年度まで	
	13項	特定鉄道事業 新線構築物	R5.3.31以前	5年間	1/6		R10年度まで	
	13項	特定鉄道事業 新線構築物	R5.3.31以前	その後5年間	1/3		R15年度まで	
	13項	特定鉄道事業 立体交差化施設	R5.3.31以前	5年間	1/12		R10年度まで	
	13項	特定鉄道事業 立体交差化施設	R5.3.31以前	その後15年間	1/6		R25年度まで	
	13項	特定鉄道事業 水資源機構鉄軌道用資産	R5.3.31以前	5年間	1/3		R10年度まで	
	13項	特定鉄道事業 水資源機構鉄軌道用資産	R5.3.31以前	その後5年間	5/12		R15年度まで	
	13項	特定鉄道事業 河川事業鉄軌道用資産	R5.3.31以前	5年間	1/12		R10年度まで	
	13項	特定鉄道事業 河川事業鉄軌道用資産	R5.3.31以前	その後5年間	1/6		R15年度まで	
	13項	特定鉄道事業 変電所	R5.3.31以前	5年間	3/10		R10年度まで	
	14項	車両運行安全性向上設備	23.7.1～R3.3.31	5年間	1/3		R8年度まで	
	15項	低床車両	23.7.1～R3.3.31	5年間	1/3		R8年度まで	
	16項	新造改良車両	31.4.1～R3.3.31	5年間	2/3		R8年度まで	
	16項	新造改良車両（省令で定める小規模鉄軌道事業者）	31.4.1～R3.3.31	5年間	3/5		R8年度まで	
	旧16項	新造車両	23.7.1～31.3.31	5年間	2/3	31改正法16④	R6年度まで	
	旧16項	新造車両（省令で定める小規模鉄軌道事業者）	23.7.1～31.3.31	5年間	3/5	31改正法16④	R6年度まで	
	17項	新造車両（総合効率化事業者）	R2.4.1～R4.3.31	5年間	2/3		R9年度まで	
	17項	新造車両（小規模総合効率化事業者）	R2.4.1～R4.3.31	5年間	3/5		R9年度まで	
	17項	新造車両（総合効率化事業者）	28.10.1～R2.3.31	5年間	3/5	R2改正法14⑩	R7年度まで	
	18項	P F I 公共施設	17.4.1～R7.3.31	期限なし	1/2			
	19項	都市再生における公共施設等	27.4.1～R3.3.31	5年間	3/5（参酌）		R8年度まで	わがまち
	19項	都市再生における公共施設等（特定都市再生緊急整備地域）	27.4.1～R3.3.31	5年間	1/2（参酌）		R8年度まで	わがまち
	旧16項	都市再生における公共施設等	27.3.31以前	5年間	3/5	27改正法17⑤	R2年度まで	
	旧16項	都市再生における公共施設等（特定都市再生緊急整備地域）	23.7.25～27.3.31	5年間	1/2	27改正法17⑤	R2年度まで	
	20項	都市鉄道利便増進施設	17.8.1～R3.3.31	5年間	2/3		R8年度まで	
	21項	外資埠頭公社の民営化に係る承継特例		10年間	1/2			
	21項	外資埠頭公社の民営化に係る承継特例（承継資産）		10年間	3/5			
	22項	鉄道事業再構築事業	20.10.1～R4.3.31	5年間	1/4		R9年度まで	
	23項	バイオ燃料製造設備	R2.4.1～R4.3.31	3年間	2/3		R7年度まで	
	23項	バイオ燃料製造設備	R2.4.1～R4.3.31	3年間	1/2		R7年度まで	
	旧26項	バイオ燃料製造設備	20.10.1～R2.3.31	3年間	1/2	R2改正法14②	R5年度まで	
	25項	国際戦略港湾等の荷さばき施設等（国際戦略港湾）	R4.4.1～R3.3.31	10年間	1/2		R13年度まで	
	25項	国際戦略港湾等の荷さばき施設等（特定国際拠点港湾）	R2.4.1～R3.3.31	10年間	2/3		R13年度まで	
	旧28項	国際戦略港湾等の荷さばき施設等（国際戦略港湾）	23.12.15～R3.3.31	10年間	1/2	R2改正法14⑬	R13年度まで	
	旧28項	国際戦略港湾等の荷さばき施設等（特定国際拠点港湾）	23.12.15～R3.3.31	10年間	2/3	R2改正法14⑬	R13年度まで	
	26項	津波対策に資する港湾施設等	28.4.1～R6.3.31	4年間	1/2（参酌）		R10年度まで	わがまち
	旧29項	津波対策に資する港湾施設等	23.12.27～28.3.31	4年間	1/2	28改正法18⑤	R2年度まで	
	28項1号	津波避難施設等（指定避難用償却資産）	30.4.1～R3.3.31	5年間	2/3（参酌）			わがまち
	28項2号	津波避難施設等（協定避難用償却資産）	30.4.1～R3.3.31	5年間	1/2（参酌）			わがまち
	旧30項	津波避難施設等	27.4.1～30.3.31	5年間	1/2（参酌）	30改正法20⑤	R5年度まで	わがまち
	旧29項	津波避難施設等	23.12.27～27.3.31	5年間	1/2	27改正法17⑦	R2年度まで	
	29項	移動等円滑化のための設備	24.4.1～R3.3.31	5年間	2/3		R7年度	
	30項1号	再生可能エネルギー発電設備（太陽光（1,000kw未満）、風力（20kw以上）、地熱（1,000kw未満）、バイオマス（10,000kw以上20,000kw未満））	R2.4.1～R4.3.31	3年間	2/3（参酌）		R7年度まで	わがまち
	30項2号	再生可能エネルギー発電設備（太陽光（1,000kw以上）、風力（20kw未満）、水力（5,000kw以上））	R2.4.1～R4.3.31	3年間	3/4（参酌）		R7年度まで	わがまち

償却資産に係る課税標準の特例規定等一覧表（令和2年度）

条	項	適用対象	取得時期	適用期間	特例率	経過規定	開始・終了年度	備考
附則15	30項3号	再生可能エネルギー発電設備（水力（5,000kw未満）、地熱（1,000kw以上）、バイオマス（10,000kw未満））	R2.4.1~R4.3.31	3年間	1/2（参酌）		R7年度まで	わがまち
	旧33項1号	再生可能エネルギー発電設備（太陽光（1,000kw未満）、風力（20kw以上）、地熱（1,000kw未満）、バイオマス（10,000kw以上20,000kw未満））	30.4.1~R2.3.31	3年間	2/3（参酌）		R5年度まで	わがまち
	旧33項2号	再生可能エネルギー発電設備（太陽光（1,000kw以上）、風力（20kw未満））	30.4.1~R2.3.31	3年間	3/4（参酌）		R5年度まで	わがまち
	33項3号	再生可能エネルギー発電設備（水力（5,000kw未満）、地熱（1,000kw以上）、バイオマス（10,000kw未満））	30.4.1~R2.3.31	3年間	1/2（参酌）		R5年度まで	わがまち
	旧32項	再生可能エネルギー発電設備（太陽光、風力）	28.4.1~30.3.31	3年間	2/3（参酌）	30改正法20⑥	R3年度まで	わがまち
	旧32項	再生可能エネルギー発電設備（水力、地熱、バイオマス）	28.4.1~30.3.31	3年間	1/2（参酌）	30改正法20⑥	R3年度まで	わがまち
	31項	熱電併給型動力発生装置	31.4.1~R3.3.31	3年間	1 1/2		R6年度まで	
	旧33項	熱電併給型動力発生装置	27.4.1~31.3.31	3年間	5/6	31改正法16⑤	R4年度まで	
	32項	鉄道耐震補強設備	25.4.1~R4.3.31	5年間	2/3		R7年度まで	
	33項	特定貨物取扱埠頭の港湾施設	25.12.1~R3.3.31	10年間	2/3		R13年度まで	
	34項	浸水防止用設備	29.4.1~R5.3.31	5年間	2/3（参酌）		30年度以降	わがまち
	旧39項	浸水防止用設備	27.4.1~29.3.31	5年間	2/3（参酌）	29改正法17⑩	R4年度まで	わがまち
	旧37項	浸水防止用設備	26.4.1~27.3.31	5年間	2/3（参酌）	27改正法17⑨	R2年度まで	わがまち
	35項1号	特別特定技術基準施設の耐震化（南トラ、首都直下）	30.4.1~R3.3.31	5年間	1/2		R8年度まで	
	35項2号	特別特定技術基準施設の耐震化	30.4.1~R3.3.31	5年間	5/6		R8年度まで	
	旧40項	特別特定技術基準施設の耐震化	27.4.1~30.3.31	5年間	2/3	30改正法20⑦	R5年度まで	
	36項	無電柱化	31.4.1~R4.3.31	4年間	1/2		R8年度まで	
	36項	無電柱化	31.4.1~R4.3.31	4年間	3/4		R8年度まで	
	旧41項	無電柱化	28.4.1~31.3.31	4年間	2/3	31改正法16⑥	R5年度まで	
	旧41項	無電柱化（占有禁止区域）	28.4.1~31.3.31	4年間	1/2	31改正法16⑥	R5年度まで	
	38項	特定事業所内保育施設	29.4.1~R3.3.31	5年間	1/2（参酌）		R8年度まで	わがまち
	40項	対象特定電気通信設備	30.4.1~R4.3.31	3年間	3/4		R7年度まで	
	41項	先端設備等	30.6.1~R3.3.31	3年間	零~1/2		R6年度まで	
	42項	立地誘導促進施設（立地誘導促進施設協定の有効期間が5年以上のもの）	30.7.1~R4.3.31	3年間	2/3		R7年度まで	
	42項	立地誘導促進施設（立地誘導促進施設協定の有効期間が10年以上のもの）	30.7.1~R4.3.31	5年間	2/3		R7年度まで	
	43項	帰還環境整備推進法人	31.4.1~R4.3.31	5年間	1/3		R9年度まで	
	44項	地域福利増進事業	30.11.1~R3.3.31	4年間	2/3		R7年度まで	
	45項	農業協同組合等共同利用機械	R2.4.1~R5.3.31	3年間	1/2		R8年度まで	
	46項	認定就農者	R2.4.1~R4.3.31	5年間	2/3		R9年度まで	
	48項	一体型滞在快適性等向上事業	都市再生特別措置法改正法施行の日~R4.3.31	5年間	1/2		R9年度まで	
	49項	ローカル5G	特定高度情報通信促進法施行の日~R4.3.31	3年間	1/2		R7年度まで	
	旧3項	公害防止設備	15.2.15~24.3.31	期限なし	1/3	24改正法8④		
	旧4項1号	公害防止設備 廃プラ、廃油	20.4.1~22.3.31	期限なし	2/3	22改正法11④		
	旧4項2号	公害防止設備 畜産汚水処理	20.4.1~22.3.31	期限なし	3/4	22改正法11④		
	旧4項3号	公害防止設備 地下水浄化	18.4.1~22.3.31	期限なし	1/2	22改正法11⑤		
	旧4項1号	公害防止設備 廃プラ、廃油	18.4.1~20.3.31	期限なし	2/3	20改正法10⑦		
	旧4項1号	公害防止設備 廃プラ焼却施設等	18.4.1~20.3.31	期限なし	3/4	20改正法10⑦		

償却資産に係る課税標準の特例規定等一覧表（令和2年度）

条	項	適用対象	取得時期	適用期間	特例率	経過規定	開始・終了年度	備考
	旧4項2号	公害防止設備 畜産汚水処理	16.4.1～20.3.31	期限なし	2/3	20改正法10⑧		
	旧6項1号	公害防止設備	18.3.31以前	期限なし	1/2	18改正法13⑪		
	旧6項1号	公害防止設備 自動車等破碎装置	18.3.31以前	期限なし	2/3	18改正法13⑪		
	旧6項3号	公害防止設備 地下水浄化、土壌浄化等	18.3.31以前	期限なし	1/3	18改正法13⑪		
	旧6項2号	公害防止設備 畜産汚水処理	16.3.31以前	期限なし	1/3	16改正法10⑩		
	旧6項	公害防止設備	14.3.31以前	期限なし	1/3	14改正法5⑬		
	旧6項	公害防止設備（省令で定める施設）	14.3.31以前	期限なし	2/3	14改正法5⑬		
	旧5項	公共危害防止構築物	20.4.1～22.3.31	期限なし	3/5	22改正法11⑥		
	旧5項	公共危害防止構築物	18.4.1～20.3.31	期限なし	3/5	20改正法10⑨		
	旧7項	公共危害防止構築物	16.4.1～18.3.31	期限なし	3/5	18改正法13⑫		
	旧7項	公共危害防止構築物	14.4.1～16.3.31	期限なし	1/2	16改正法10⑰		
	旧7項	公共危害防止構築物	12.4.1～14.3.31	期限なし	1/3	14改正法5⑬		
	旧7項	公共危害防止構築物	9.1.2～12.3.31	期限なし	1/3	12改正法7⑥		
	旧7項	公共危害防止構築物	9.1.1以前	期限なし	1/3	9改正法9⑤		
	(旧348②)	火薬類取締法等公共危害防止構築物	9.1.1以前	期限なし	非課税	9改正法9②		
	(旧348②)	高圧ガス等公共危害防止構築物	8.1.1以前	期限なし	非課税	8改正法6②		
	旧6項	優良な公共危害防止更新施設	20.4.1～22.3.31	期限なし	2/3	22改正法11⑦		
	旧6項	優良な公共危害防止更新施設	18.4.1～20.3.31	期限なし	2/3	20改正法10⑩		
	旧6項	優良な公共危害防止更新施設（ダクト・VOC）	18.4.1～20.3.31	期限なし	1/2	20改正法10⑩		
	旧8項	優良な公共危害防止更新施設	17.6.1～18.3.31	期限なし	2/3	18改正法13⑬		
	旧8項	優良な公共危害防止更新施設（ダクト・VOC）	17.6.1～18.3.31	期限なし	1/2	18改正法13⑬		
	旧8項	優良な公共危害防止更新施設	14.4.1～17.5.31	期限なし	2/3	17改正法7⑬		
	旧8項	優良な公共危害防止更新施設（ダイオキシン）	14.4.1～17.5.31	期限なし	1/2	17改正法7⑬		
	旧8項	優良な公共危害防止更新施設	62.4.1～14.3.31	期限なし	1/2	14改正法5⑮		
	旧8項	優良な公共危害防止更新施設（下水道除害）	62.4.1～14.3.31	期限なし	2/3	14改正法5⑮		
	旧7項	産業廃棄物焼却施設	18.4.1～22.3.31	期限なし	2/3	22改正法11⑧		
	旧9項	産業廃棄物焼却施設	16.4.1～18.3.31	期限なし	2/3	18改正法13⑭		
	旧9項	産業廃棄物焼却施設	4.7.4～16.3.31	期限なし	2/3	16改正法10⑯		
	旧9項2号	一般粉じん処理施設	14.4.1～16.3.31	期限なし	5/6	16改正法10⑯		
	旧9項	一般粉じん処理施設	14.3.31以前	期限なし	2/3	14改正法5⑯		
	旧14項	国際電信電話株式会社	4.3.31以前	期限なし	3/5	5改正法7③		
	旧13項	国際電信電話株式会社	2.3.31以前	期限なし	1/2	3改正法8⑥		
	旧15項	地方卸売市場	3.1.1以前	期限なし	4/5	4改正法8⑥		
	旧15項	地方卸売市場	64.1.1以前	期限なし	3/4	2改正法6⑨		
	旧17項	特定地方交通線（立体交差化施設）	62.3.31以前	5年後期限なし	1/6	3改正法8⑦		
	旧17項	特定地方交通線（旧交納付金法附則第19項）	62.3.31以前	期限なし	—	3改正法8⑦		
	旧17項	特定地方交通線（旧交納付金法附則第20項）	62.3.31以前	期限なし	—	3改正法8⑦		
	旧19項	特定地方交通線（立体交差化施設）	62.3.31以前	5年後期限なし	1/6	61改正法3⑫		
	旧19項	特定地方交通線（旧交納付金法附則第19項）	62.3.31以前	期限なし	—	61改正法3⑫		
	旧19項	特定地方交通線（旧交納付金法附則第20項）	62.3.31以前	期限なし	—	61改正法3⑫		
	旧19項	指定法人等の大規模外買埠頭	10.3.31以前	期限なし	1/2	10改正法6⑨		
	旧20項	水力発電施設の魚道	16.4.1～18.3.31	期限なし	2/3	18改正法13⑰		
	(旧348②)	水力発電施設の魚道	16.3.31以前	期限なし	非課税	16改正法10⑳		
	旧20項	日本貨物鉄道株式会社に対する貸付資産	22.4.1～25.3.31	10年間	1/2	24改正法8⑧	R5年度まで	
	旧35項	日本貨物鉄道株式会社に対する貸付資産	12.4.1～22.3.31	その後5年間	2/3	22改正法11⑱	R2年度まで	
	旧20項	スーパー中樞港湾	23.12.15～26.3.31	期限なし	1/2	26改正法12⑦		
	旧21項	PIF国立大学校舎	16.4.1～R2.3.31	期限なし	1/2	R2改正法14⑴		
	旧35項	スーパー中樞港湾	23.12.14以前	期限なし	1/2	23改正法7⑵		
	旧27項	指定会社等の特定用途港湾施設	22.4.1～26.3.31	10年間	1/2	26改正法12⑸	R6年度まで	
	旧29項	特定鉄道事業 旧交納付金法附則⑰	21.3.31以前	期限なし	—	21改正法8⑦		
	旧36項	PFI公共荷さばき施設等	14.4.1～22.3.31	期限なし	1/2	22改正法11⑱		
	旧37項	PFI廃棄物処理施設	15.4.1～22.3.31	期限なし	1/2	22改正法11⑳		
	旧37項	PFI廃棄物処理施設（3項との連乗）	15.4.1～22.3.31	期限なし	1/4	22改正法11⑳		
	旧37項	放送ネットワーク災害対策用設備	26.4.1～R2.3.31	3年間	3/4	R2改正法14⑴	R5年度まで	
	旧39項	国家戦略特区	26.4.1～R2.3.31	3年間	1/2	R2改正法14⑴	R5年度まで	
	旧40項	認定指導事業により取得した公共施設等	28.4.1～R2.3.31	5年間	4/5（参酌）	R2改正法14⑴	R6年度まで	わがまち
	旧42項	認定指導事業により取得した公共施設等	26.5.21～28.3.31	5年間	4/5	28改正法18⑦	R3年度まで	
	旧40項	ノンフロン製品	26.4.1～29.3.31	3年間	3/4（参酌）	29改正法17⑴	R2年度まで	わがまち
	旧43項	経営力向上設備等	29.4.1～31.3.31	3年間	1/2	30改正法21⑴	R4年度まで	
	旧46項	経営力向上設備等	28.7.1～29.3.31	3年間	1/2	29改正法17⑴		

償却資産に係る課税標準の特例規定等一覧表（令和2年度）

条	項	適用対象	取得時期	適用期間	特例率	経過規定	開始・終了年度	備考
附15ノ2	1項	旧交納付金法附則⑰ 立体交差化施設	62.3.31以前	期限なし	1/3			
	2項	JR北海道・四国に係る特例（JR北海道・四国・指定法人のみ）	62.4.1以降	R3年度まで	1/2		R3年度まで	
	2項	JR北海道・四国に係る特例 新線構築物	21.4.1以降	5年間	1/6		R3年度まで	
	2項	JR北海道・四国に係る特例 新線構築物	21.4.1以降	その後5年間	1/3		R3年度まで	
	2項	JR北海道・四国に係る特例 新線立体交差化施設	21.4.1以降	5年間	1/12		R3年度まで	
	2項	JR北海道・四国に係る特例 新線立体交差化施設	21.4.1以降	その後5年間	1/6		R3年度まで	
	2項	JR北海道・四国に係る特例 新幹線鉄軌道用資産		5年間	1/12		R3年度まで	
	2項	JR北海道・四国に係る特例 新幹線鉄軌道用資産		その後5年間	1/6		R3年度まで	
	2項	JR北海道・四国に係る特例 青函・本四鉄道施設		期限なし	1/12		R3年度まで	
	2項	JR北海道・四国に係る特例 青函・本四鉄道施設 新線構築物		5年間	1/36		R3年度まで	
	2項	JR北海道・四国に係る特例 青函・本四鉄道施設 新線構築物		その後5年間	1/18		R3年度まで	
	2項	JR北海道・四国に係る特例 青函・本四鉄道施設 新線立体交差化		5年間	1/72		R3年度まで	
	2項	JR北海道・四国に係る特例 青函・本四鉄道施設 新線立体交差化		その後期限なし	1/36		R3年度まで	
	2項	JR北海道・四国に係る特例 青函・本四鉄道施設 変電所	16.4.1以降	5年間	1/20		R3年度まで	
	2項	JR北海道・四国に係る特例 河川事業鉄軌道用資産 水質源開発公園	13.4.1以降	5年間	1/3		R3年度まで	
	2項	JR北海道・四国に係る特例 河川事業鉄軌道用資産 水質源開発公園	13.4.1以降	その後5年間	5/12		R3年度まで	
	2項	JR北海道・四国に係る特例 河川事業鉄軌道用資産 河川事業	13.4.1以降	5年間	1/12		R3年度まで	
	2項	JR北海道・四国に係る特例 河川事業鉄軌道用資産 河川事業	13.4.1以降	その後5年間	1/6		R3年度まで	
	2項	JR北海道・四国に係る特例 変電所	16.4.1以降	5年間	3/10		R3年度まで	
	2項	JR北海道・四国に係る特例 新造車両	23.7.1～31.3.31	5年間	1/3		R3年度まで	
	2項	JR北海道・四国に係る特例 新造車両	23.7.1～31.3.31	5年間	3/10		R3年度まで	
2項	JR北海道・四国に係る特例 鉄道耐震補強設備	25.4.1～30.3.31	5年間	1/3		R3年度まで		
旧2項	JR北海道・四国に係る特例 車庫構築物・立体交差化施設	17.3.31以前	その後期限なし	1/6	17改正法7⑦	R3年度まで		
附15ノ3		承継特例	62.3.31以前	R3年度まで	3/5		R3年度まで	
		承継特例 旧交納付金法附則⑰	62.3.31以前	R3年度まで	—		R3年度まで	
		承継特例 JR北海道・四国に係る特例の連乗	62.3.31以前	R3年度まで	3/10		R3年度まで	
		承継特例 JR北海道・四国に係る特例 旧交納付金法附則⑰	62.3.31以前	R3年度まで	—		R3年度まで	
附16ノ2	旧11項	阪神・淡路大震災（立体交差化施設）	12.3.31以前	その後期限なし	1/3	12改正法7⑱		
附56	12項	東日本大震災・津波被災（他の償却資産の特例との連乗前）	23.3.11～R3.3.31	4年間	1/2		R7年度まで	
	15項	東日本大震災・居住困難区域（他の償却資産の特例との連乗前）	指定解除後3ヶ月まで	4年間	1/2		25年度以降	
附56ノ2	旧3項	被災代替鉄道施設等（附則56条12項と連乗）	23.3.11～28.3.31	4年間	1/3	28改正法18⑯	R2年度まで	
	旧3項	被災代替鉄道施設等	23.3.11～28.3.31	その後6年間	2/3	28改正法18⑯	R8年度まで	
	旧4項	被災特定地方交通線（附則56条12項と連乗）	23.3.11～28.3.31	4年間	1/8	28改正法18⑰	R2年度まで	
	旧4項	被災特定地方交通線	23.3.11～28.3.31	その後期限なし	1/4	28改正法18⑰		
	旧4項	被災特定地方交通線 新線構築物（附則56条12項と連乗）	23.3.11～28.3.31	4年間	1/24	28改正法18⑰	R2年度まで	
	旧4項	被災特定地方交通線 新線構築物	23.3.11～28.3.31	その後1年間	1/12	28改正法18⑰	R3年度まで	
	旧4項	被災特定地方交通線 新線構築物	23.3.11～28.3.31	さらにその後5年間	1/6	28改正法18⑰	R8年度まで	
	旧4項	被災特定地方交通線 新線立体交差化施設（附則56条12項と連乗）	23.3.11～28.3.31	4年間	1/48	28改正法18⑰	R2年度まで	
	旧4項	被災特定地方交通線 新線立体交差化施設	23.3.11～28.3.31	その後1年間	1/24	28改正法18⑰	R3年度まで	
	旧4項	被災特定地方交通線 新線立体交差化施設	23.3.11～28.3.31	さらにその後期限なし	1/12	28改正法18⑰	29年度以降	
	旧4項	被災特定地方交通線 水資源機構鉄軌道用資産（附則56条12項と連乗）	23.3.11～28.3.31	4年間	1/12	28改正法18⑰	R2年度まで	
	旧4項	被災特定地方交通線 水資源機構鉄軌道用資産	23.3.11～28.3.31	その後1年間	1/6	28改正法18⑰	R3年度まで	
	旧4項	被災特定地方交通線 水資源機構鉄軌道用資産	23.3.11～28.3.31	さらにその後5年間	5/24	28改正法18⑰	R8年度まで	
	旧4項	被災特定地方交通線 河川事業鉄軌道用資産（附則56条12項と連乗）	23.3.11～28.3.31	4年間	1/48	28改正法18⑰	R2年度まで	
	旧4項	被災特定地方交通線 河川事業鉄軌道用資産	23.3.11～28.3.31	その後1年間	1/24	28改正法18⑰	R3年度まで	
	旧4項	被災特定地方交通線 河川事業鉄軌道用資産	23.3.11～28.3.31	さらにその後5年間	1/12	28改正法18⑰	R8年度まで	
旧4項	被災特定地方交通線 変・送電用資産（附則56条12項と連乗）	23.3.11～28.3.31	4年間	3/40	28改正法18⑰	R2年度まで		
旧4項	被災特定地方交通線 変・送電用資産	23.3.11～28.3.31	その後1年間	3/20	28改正法18⑰	R3年度まで		

注：本表に記載されている旧条項（網掛け部分）は、全て経過規定による適用があるものである。
「適用対象」欄に複数の項目があるものは、各項目の連乗を示すものである。